

仕様書

1 件名

シーズメンタリング事業の実施委託

2 目的

東京都が策定した「『未来の東京』戦略」には「アントレプレナーシップ（起業家精神）のかん養」及び「スタートアップ創出・育成支援のための取組」が掲げられており、本学では、多摩地域における産学公連携イノベーションを拠点として、令和5年度に日野キャンパスに「TMU Innovation Hub」を設置し、様々な起業支援事業を行ってきた。

本委託業務では、研究成果の実用化・事業化を目指す本学教員に対し、研究シーズのメンタリングとビジネスモデルの検討を支援する機会を提供し、新たな大学発ベンチャー創出を加速させることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

本法人が指定する場所

5 委託内容

受託者は、本事業を効果的に推進するため、関係諸法令を守り、以下の業務を行う。

(1) 研究者向けマインドセット研修（集合型）の実施

ア 実施候補日：令和7年10月21日（火）または、10月23日（木） 夕方

※本学担当者と協議の上決定する。

イ 実施回数：1回

ウ 実施方法：対面

エ 実施場所：本学担当者と協議の上、決定する。

オ 対象者：起業を目指す本学の教員等、最大20名

カ 実施内容：大学の研究成果を活かした起業に関心のある研究者に対して、ロールモデルとなる起業事例を紹介するとともに、事業化のプロセスの提示及び事業計画作成に向けてのポイント、研究成果の社会実装に向けて考えるべきマインドについて学べる内容にすること。また座学だけではなく、研究者になじみ深い思考をベースにしたワークショップや参加者の起業意欲についてのヒアリングを入れること。

(2) 個別メンタリングの実施

ア 実施時期：令和7年11月から令和8年1月頃まで

イ 実施回数：個別面談3回及び外部ヒアリング1回

ウ 実施方法：オンライン（外部ヒアリングの場合は対面）

エ 対象者：起業を目指す本学の教員等、最大10名

オ 実施内容：研究と事業創造、両方の経験を持った講師による壁打ち、 이슈の発見、ビジネスモデルの提案、プレゼンテーション資料の作成及びブラッシュアップを実施し、具体的なヒアリング先や連携先の提示や面談機会を盛り込むこと

(3) ピッチイベントの開催

ア 実施候補日：令和8年2月17日（火） 午後

※本学担当者と協議の上決定する。

イ 実施回数：1回

ウ 実施方法：対面又はハイブリット

※受託者はイベント実施に必要な設備、スタッフ等を全て準備する。

エ 実施場所：本学担当者と協議の上、決定する。

※本学以外で実施の場合、借上経費は受託者の負担とする。

オ 対象者：起業を目指す本学の教員等、最大10名

カ 実施内容：上記（２）で検討したビジネスプランをプレゼンにまとめ、外部のフィードバックを得ることで次の一步につなげるピッチイベントにすること。審査員にシード期の大学発ベンチャーへの出資や伴走を行ってきた投資家等を招き、具体的な提案先のアドバイスやプランのブラッシュアップに繋がるアイデアを付加すること。

キ 参加企業：本学担当者と協議の上、参加企業を決定する。

（４）マッチング機会の創出

ア 実施時期：令和８年３月頃

イ 対象者：起業を目指す教員等、最大10名

ウ 実施内容：協業候補となる企業や経営者人材の探索につなげることを目的とした学会等への参加機会を提供し、創業に向けた活動を後押しする内容とすること。なお、参加する学会等は本学担当者と協議の上、決定する。

6 成果物の納品

受託者は、業務委託報告書（簡易製本）印刷物１部（Ａ４版）および電子データを委託完了届とともに提出すること。なお、電子データについては、本学の OA 環境である Office 365 に対応して作成すること。

7 再委託の取扱い

- （１）受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、本学の承諾を得たときにはこの限りではない。
- （２）本仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

8 個人情報の保護

- （１）受託者は、本業務の履行にあたり、本学の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「東京都公立大学法人個人情報取扱標準特記仕様書」を遵守すること。
- （２）受託者は、本業務の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「東京都公立大学法人個人情報取扱標準特記仕様書」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 秘密情報の取扱い

受託者は、本業務の履行にあたり、既に公知となっている情報をのぞき、甲の関係者から秘密である旨を明示されて開示を受けた情報について、契約期間中はもとより、契約終了後も第三者に開示し、または漏洩してはならない。なお、秘密である旨の明示がない場合であっても、社会通念に照らして、開示者の秘密として保護されるべきことが明らかな情報については、秘密情報として取り扱われるものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 支払方法

履行完了後、受託者からの適正な請求を受けた日から起算して60 日以内に一括で支払うこととする。

11 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- （１）都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- （２）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置

法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

12 その他

- （1） 受託者は、契約締結後、速やかに本学担当者と打合せを行い、本業務の目的等について十分理解をした上で、取組体制や作業スケジュールを記載した業務計画書を提出すること。業務計画書を変更する必要があるときは、本学担当者と協議の上で変更し、変更後の業務計画書を速やかに提出すること。
- （2） 打合せは本学担当者と調整の上、定期的に行い、進捗状況の報告や今後のスケジュールの共有を行うこと。
- （3） 本業務を履行するにあたって本学が提供したデータ・資料等は、万全の注意をもって保管し、本業務完了後、速やかに廃棄すること。
- （4） 契約金額には、本業務の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。
- （5） 本学は、受託者に対して本業務の実施状況について報告又は説明を求める等の措置ができるものとする。
- （6） 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等、不明な事項は、その都度本学担当者と協議の上、決定する。

13 問い合わせ及び書類提出先

東京都立大学管理部 研究推進課 産学公連携係 廣瀬・岸田
〒191-0065 東京都日野市旭が丘6-6 6号館1階
電話:042-506-2083

東京都公立大学法人個人情報取扱標準特記仕様書

（基本的事項）

第 1 本業務の履行に際して東京都公立大学法人（以下「法人」という。）が受託者に貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに委託管理上法人が保有する必要がある個人情報は、全て法人の保有する個人情報とし、受託者は、本業務の履行に際して取扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払い、適正に管理しなければならない。

（秘密の保持）

第 2 受託者（受託業務に従事している者又は従事していた者を含む。）は、この業務により知り得る事となった個人情報を他に漏らし、又は不正な目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）

第 3 受託者は、この業務を処理するために個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の範囲内で行わなければならない、必要な範囲を超えて収集し、又は他の用途に使用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第 4 受託者は、この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第 5 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（適正管理）

第 6 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報は、施錠できる保管庫に格納するなど漏えい、滅失及びき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。受託者が自ら当該業務を処理するために収集した個人情報についても同様とする。

受託者は、前項の個人情報の管理にあたり、管理責任者を定め、台帳を備えるなど管理の記録を残さなければならない。

法人は、前 2 項に定める管理の状況について疑義等が生じたとき、受託者の事務所等に立ち入り、調査することができる。

（資料等の返還）

第 7 この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに法人に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、法人が別に指示したときはその指示に従わなければならない。

（記録媒体上の情報の消去）

第 8 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

（再委託の禁止）

第 9 受託者は、法人があらかじめ承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務に係る部分について再委託することはできない。

2 前項の規定により法人が承諾した再委託先がある場合には、個人情報の取扱いについて、再委託先は、本仕様書の記載事項を遵守し、受託者は、再委託先の個人情報の取扱いについて全責任を負うものとする。

（事故等の措置）

第 10 受託者は、個人情報の取扱いに関して漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、直ちに法人に報告し、法人の指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第 11 法人は、受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反した場合、契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 12 受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反したことにより法人が損害を被った場合、法人は、契約を解除するか否かにかかわらず、その損害額の賠償を受託者に対して請求することができる。

（その他）

第 13 個人情報の保護に関する事項について本特記仕様書の解釈等、個人情報の取扱いについて疑義が生じた場合、その都度法人に確認し、本業務を行うこと。